

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 8 日現在

機関番号：37111

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2014

課題番号：25780178

研究課題名(和文)生活保護制度における生活保護基準の決まり方

研究課題名(英文)Examining whether public assistance benefits are adequate from the flexion point perspective

研究代表者

玉田 桂子(TAMADA, Keiko)

福岡大学・経済学部・教授

研究者番号：80389337

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、『全国消費実態調査』匿名データを用いて変曲点の観点から生活扶助基準について検討した。変曲点とは、所得階層と消費支出をプロットしたときに傾きが変わる点である。分析の結果、変曲点が複数存在したり、存在しなかったりするケースがあることが確認された。求められた変曲点から試算した生活扶助相当支出は、2004年で夫婦子一人(有業者あり)世帯で約10万円から約19万円、単身世帯についても5.9万円から7.8万円と大きく異なっており、変曲点から生活扶助基準を決定する場合は慎重に検討するべきであることが示された。

研究成果の概要(英文)：We examine whether the amount of livelihood aid, a form of aid provided under the public assistance system, is appropriate. Using anonymized data on Japan from the National Survey of Family and Expenditure, we estimate "flexion points" while controlling for households' attributes. As incomes fall, consumption tends to decrease, but consumption decreases sharply at a certain income level. The point at which consumption begins to decrease sharply is the flexion point. We find multiple such points in certain years and none in the other years. Furthermore, we calculate the amount of household consumption expenditures at flexion points, and we consider these consumption expenditures as minimum costs of living. We find that these costs for a married couple with one child are between 100,000 yen and 190,000 yen and that those for a single-person household are between 59,000 yen and 78,000 yen. The calculated consumption expenditures tend to be lower than the amount of livelihood aid.

研究分野：社会保障論 労働経済学

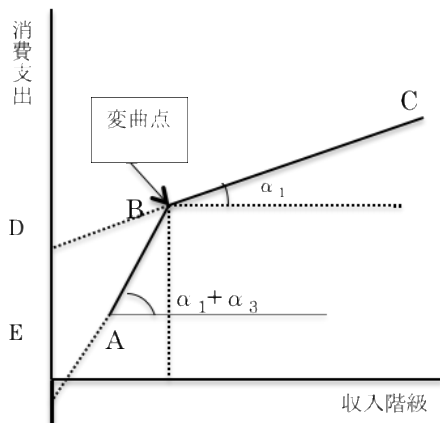
キーワード：生活保護 社会保障

1. 研究開始当初の背景

2008年に公布された改正最低賃金法によると、最低賃金でフルタイムで働いたときの月収と生活保護制度における日常の需要に対応する扶助である生活扶助基準+住宅扶助を比較し、生活扶助基準+住宅扶助が最低賃金で働いたときの月収を上回った都道府県は中央最低賃金審議会で決定される目安額を大幅に引き上げることとされている。しかし、この基準となる生活扶助基準については、2007年から検討されてはいるが、2005年以降2012年まで生活扶助基準は改訂されていない。仮に生活扶助基準が消費実態と乖離しているならば、最低賃金も労働者の生活を守るべき水準となっていない可能性がある。そこで、まず生活扶助基準の妥当性を検証することが必要になる。

社会保障審議会生活保護基準部会(2013)で行われた生活扶助基準の検証では、これまでの検証の際に参照されてきた一般低所得世帯については今後検証が必要であると述べられている。よって、生活扶助基準が正しいことを前提として何らかの政策を行うと低所得世帯の消費実態と乖離する可能性がある。

生活扶助基準はどのような基準のもとで決定されて来たのだろうか。現行の生活扶助基準の妥当性の検討に当たっては、主に年間収入の第1・十分位の消費実態と比較されて



注： 社会保障審議会生活保護基準部会(2011a, b)より。

図1 変曲点

いる。これは、昭和58年中央社会福祉審議会意見具申で「変曲点」の概念を用いて分析を行った結果、変曲点での消費支出と一般国民の年間収入第1・十分位での消費支出がほぼ等しくなっており、年間収入第1・十分位での消費支出と生活扶助基準を比較することが妥当であろうと判断されたことが発端である(社会保障審議会生活保護基準部会(2011a))。

図1に変曲点の概念をグラフで示している。縦軸に消費支出、横軸に所得階層をとると、所得と消費支出は正比例するが(直線BA、直線BC)、ある一定の所得階層以下になると急激に消費支出が減少する点が観察されるとし(B点)、所得階層と消費の関係において、消費の傾向が変化するB点を変曲点としている。

変曲点については、社会保障審議会生活保護基準部会(2011a)で検討されているが、十分な統計的な根拠に基づいているとは言い難い。本研究では、これまで変曲点の分析においてほとんど用いられてこなかった個票データを用いて世帯の属性などをコントロールしながら変曲点の精緻な分析を行った。

2. 研究の目的

本研究では、1989年、1994年、1999年、2004年の『全国消費実態調査』匿名データを用いて現在の生活扶助基準を決定する発端となった変曲点が存在するの否かについて回帰分析を用いて検討した¹。社会保障審議会生活保護基準部会(2011a, b)で変曲点について検証されているが、変曲点が存在することを前提として分析が行われており、変曲点が存在するの否かについては統計的に検討されてこなかった。さらに、これまで変曲点は

¹本研究で使用する『全国消費実態調査』の匿名データは、統計法36条に基づいて独立行政法人統計センターに提供依頼の申し出を行い、承諾を得て提供を受けた。本論文に掲載する結果は、筆者が独自に作成・加工した統計であり、総務省統計局が作成・公表している統計等とは異なる。

個票データで検証が行われることはほとんどなかったが、個票データを用いることにより、世帯員数や世帯内年齢構成などをコントロールして変曲点の存在を検証する。

3. 研究の方法

変曲点の存在については回帰分析を用いて検証する。

(1) 推定式について

図1の直線ABと直線BCの傾きが変わっていれば変曲点が存在することになり、変化が認められなければ変曲点は存在しないことになる。これらを検証するために以下の推定式を用いて推定を行う。

①二人以上世帯のケース

$$\begin{aligned}
 pa_expend & \\
 = & \alpha_0 + \alpha_1 income_tile + \alpha_2 tile_dummy \\
 & + \alpha_3 income * tile_dummy + setai_type \alpha_4 \\
 & + \alpha_5 no_setai + \alpha_6 no_setai_2 + num_age \alpha_7 \\
 & + \alpha_8 rent + \alpha_9 net_saving + \alpha_{10} bigcity + u \\
 & \dots (1)
 \end{aligned}$$

②単身のケース

$$\begin{aligned}
 pa_expend = & \beta_0 + \beta_1 income_tile \\
 & + \beta_2 tile_dummy + \beta_3 income * tile_dummy \\
 & + setai_type \beta_4 + \beta_5 head_age + \beta_6 rent \\
 & + \beta_7 net_saving + \beta_8 bigcity + e \dots (2)
 \end{aligned}$$

ここで、*pa_expend*は生活扶助相当支出額、*income_tile*は年間収入の分位、*tile_dummy*はある階級分位以下であれば1、それ以外は0をとるダミー（以下、分位以下ダミー）、*income*tile_dummy*は分位以下ダミーと年間収入の分位との交差項（以下、交差項）、*setai_type*は有業者があれば1、それ以外を0とするダミーと、無業であれば1、それ以外を0とするダミー（ベースとなる変数は有業、無業以

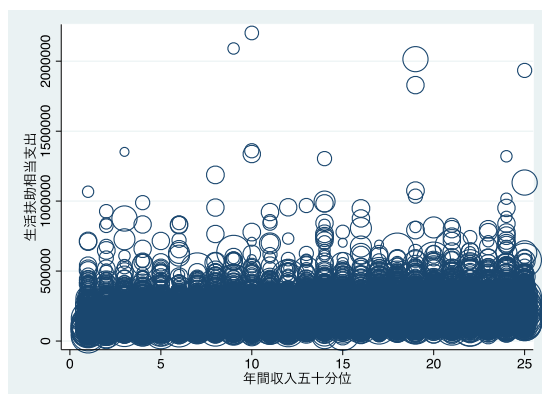
外のその他の世帯）ベクトル、*no_setai*は世帯人数、*no_setai_2*は世帯人数の2乗項、*num_age*は年齢階級毎の人員数ベクトル、*head_age*は世帯主の年齢、*rent*は家賃、*net_saving*は貯蓄から負債を引いた純貯蓄、*bigcity*は三大都市圏に居住していれば1、それ以外は0をとる三大都市圏ダミー、*u*、*e*は誤差項である。推定は全サンプル、年間収入第25・五十分位以下で行った。

年間収入五十分位と分位以下ダミー、交差項の係数の解釈については以下の通りである。図1の直線BCの傾きは年間収入五十分位の係数 α_1 （係数 β_1 ）、直線ABの傾きは、係数 α_1 （係数 β_1 ）に交差項の係数 α_3 （係数 β_3 ）を足したものとなる。したがって、帰無仮説 $\alpha_3=0$ あるいは帰無仮説 $\beta_3=0$ が棄却されたとき変曲点が存在するとし、夫婦子1人（有業者あり）世帯、単身世帯の変曲点での生活扶助相当支出を算出する。夫婦子1人（有業者あり）世帯の生活扶助相当支出については、帰無仮説 $\alpha_3=0$ が棄却されたときに（1）、（2）式を推定することで得られた係数 α_0 、 α_1 、 α_4 、 α_5 、 α_6 、 α_{10} を用いて該当する値を代入することによって生活扶助相当支出を算出する。単身世帯については、帰無仮説 $\beta_3=0$ が棄却されたときに β_0 、 β_1 、 β_4 、 β_8 を用いて生活扶助相当支出を算出する。算出された生活扶助相当支出を1級地の1の生活扶助基準と比較する。

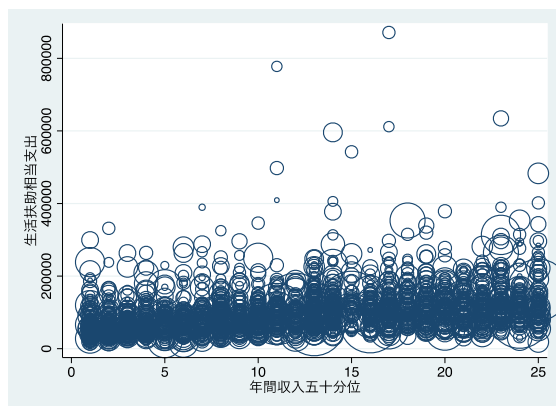
(2) データについて

2人以上世帯、単身世帯の生活扶助相当支出と年間収入五十分位の関係をプロットした図が図2、図3である。2人以上世帯、単身世帯ともに変曲点が存在するようには見えない。ただし、『全国消費実態調査』匿名データは筆者が独自に作成・加工した統計であり、総務省統計局が作成・公表している統計等とは異なる。したがって、本

研究で得られた推定結果については留意が必要である。



出所：2004年『全国消費実態調査』匿名データより筆者作成
図2 生活扶助相当支出（月額）と年間収入五十分位（2人以上世帯）



出所：2004年『全国消費実態調査』匿名データより筆者作成。
図3 生活扶助相当支出（月額）と年間収入五十分位（単身世帯）

4. 研究成果

(1) 推定結果

変曲点の有無を検証した結果を表1に示している（2004年のみ）。推定については、1989年、1994年、1999年、2004年のそれぞれについて二人以上世帯、単身世帯について推定し、さらに全サンプルでの推定とサンプルを年間収入第25・五十分位以下に限った推定を行った。また、調査において所得と支出を比較すると、所得には測定誤差が多いと言われていることから（Cutler and Katz (1991)、Poterba (1991)、Slesnick (1993)）、消費支出の分位を用いた推定も行った。

2004年については、二人以上世帯では、年間収入第25・五十分位以下のケースで第3・五十分位から第10・五十分位までの交差項の係数がすべて正かつ有意となっている。単身世帯では、年間収入第25・五十分位以下で、第2・五十分位の交差項の係数が負かつ有意となっている。その他の年では、変曲点が複数存在したり、存在しないケースがあったりすることが確認された。

2004年			
2人以上世帯			
年間収入第25・五十分位以下			
	第2・五十分位	第3・五十分位	第4・五十分位
交差項	5,550.411 (3,656.756)	9,566.517** (2,129.935)	5,883.117** (1,264.920)
R-squared	0.180	0.180	0.180
コントロール変数	Yes	Yes	Yes
観測数		22262	
生活扶助相当支出	-	163677.851	167927.175
年間収入第5・五十分位以下			
	第5・五十分位	第6・五十分位	第10・五十分位
交差項	4,326.391** (856.826)	3,697.182** (661.402)	2,814.370** (415.208)
R-squared	0.180	0.180	0.181
コントロール変数	Yes	Yes	Yes
観測数		22262	
生活扶助相当支出	172295.806	176398.246	189200.2
単身世帯			
年間収入第25・五十分位以下			
	第2・五十分位	第3・五十分位	第4・五十分位
交差項	-19,326.371* (8,788.221)	-6,975.303 (4,297.054)	-813.000 (2,945.765)
R-squared	0.195	0.194	0.193
コントロール変数	Yes	Yes	Yes
観測数		2260	
生活扶助相当支出	78307.958	-	-
年間収入第5・五十分位以下			
	第5・五十分位	第6・五十分位	第10・五十分位
交差項	-1,049.379 (2,101.932)	-1,169.420 (1,574.378)	465.950 (848.632)
R-squared	0.193	0.194	0.194
コントロール変数	Yes	Yes	Yes
観測数		2260	
生活扶助相当支出	-	-	-

注：被説明変数は生活扶助相当支出。総務省『全国消費実態調査』匿名データを用いて筆者推定。括弧内は標準誤差である。**、*はそれぞれ1%水準、5%水準で有意であることを示している。推定に当たって抽出乗率を用いてウェイトをかけている。生活扶助相当支出については交差項の係数が有意なもののみ計算している。

表1 2004年推定結果

(2) 生活扶助相当支出の算出

求められた変曲点から夫婦子一人世帯の生活扶助相当支出を算出すると 2004 年で約 10 万円から約 19 万円、単身世帯についても 5.9 万円から 7.8 万円と大きく異なっている。2004 年の生活扶助基準は夫婦子一人（有業者あり）世帯で 15 万円、単身世帯で 8.2 万円であることから、生活扶助相当支出と生活扶助基準は異なっていることが分かる。その他の年でも、求められた生活扶助相当支出に幅があり、負の値をとるケースがあることも示された。

（3）まとめ

分析の結果から、変曲点は複数あったり、存在しなかったりすることが確認された。変曲点が存在しない場合にはどの分位に属する世帯の平均消費支出を参考にするべきかが不明になる。また、変曲点が複数あっても、算出される生活扶助相当支出に大きな違いがなければ生活扶助基準の目安となりうるが、幅がある場合はどの結果を用いるべきかが不明である。本研究の結果から変曲点が複数存在する場合に生活扶助相当支出を算出すると幅があることが示された。したがって、生活扶助基準を決定する際に、変曲点の概念を用いる場合には慎重に検討を行わなければならない。変曲点の概念を用いず、現行のように所得第 1・十分位を参考として用いるとしても、所得の分布が変化した場合には最低限の生活が保障できなくなる恐れがある。よって、社会保障審議会生活保護基準部会（2013）で述べられているように、生活扶助基準については他のアプローチも検討しながら決定されていくべきであろう。

参考文献

Cutler, David and Lawrence Katz

“Macroeconomic Performance and the Disadvantaged,” *Brookings Papers on Economic Activity*, 1991, (2), pp.1-74.

Poterba, James “Is the Gasoline Tax

Regressive?,” *Tax Policy and the Economy*, David Bradford, ed, The MIT Press, 1991, pp.145-164.

Slesnick, Daniel “Gaining Ground: Poverty in the Post War United States,” *The Journal of Political Economy*, 1993, (1), pp. 1-38.

社会保障審議会生活保護基準部会「社会保障審議会生活保護基準部会報告書」2013、2013年1月18日

一、「生活保護基準の体系等について」厚生労働省社会・援護局保護課、2011a、2011年5月24日

一、「第1回部会における委員の依頼資料」厚生労働省社会・援護局保護課、2011b、2011年5月24日

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 1 件）

①玉田桂子（2015）「生活保護基準の決まり方についての検討-変曲点の観点から-」福岡大学先端経済研究センター ワーキング・ペーパーシリーズ、査読無、WP-2015-002

〔その他〕
ホームページ等

Center for Advanced Economic Study
<http://www.econ.fukuoka-u.ac.jp/english/researchcenter/workingpapers.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

玉田 桂子 (TAMADA, Keiko)
福岡大学経済学部 教授
研究者番号：80389337